（別紙）

# 2019 年 4 月 1 日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料の改定

※2007 年 9 月 30 日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

2019 年 4 月 1 日以降に適用する前納払込保険料について改定します。なお、前納払込保険料は、金利水準、金融情勢の変化及びその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

前納払込保険料の例

月払保険料（窓口払込み）を 10,000 円とした場合の前納払込保険料の例は次のとおりです。

［月払保険料 10,000 円］

| 前納払込年月数 | 改定後 | 改定前 | 増減率 |
|---|---|---|---|
| ３月分 | 29,400 円 | 29,400 円 | 0.00% |
| ６月分 | 58,500 円 | 58,500 円 | 0.00% |
| １年分 | 116,500 円 | 116,500 円 | 0.00% |
| ２年分 | 232,900 円 | 232,900 円 | 0.00% |
| ５年分 | 582,100 円 | 582,100 円 | 0.00% |
| 10 年分 | 1,164,100 円 | 1,164,100 円 | 0.00% |
| 15 年分 | 1,736,800 円 | 1,737,200 円 | ▲0.02% |
| 20 年分 | 2,287,400 円 | 2,287,600 円 | ▲0.01% |
| 30 年分 | 3,339,300 円 | 3,336,100 円 | ＋0.10% |

なお、1987 年 8 月 31 日以前にご加入いただいた保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。